気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の措置について(お知らせ)

大津市教育委員会が策定する「市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準(改訂版)」に基づき、下記の通り策定しましたのでお知らせします。下記の通り臨時休業を行う場合、原則、学校からの連絡はありません。校長の判断の措置を行う場合は、メール配信、ホームページでお知らせします。

記

I 気象 (暴風を含む警報、特別警報)

- 1 当日の午前7時の時点で、県内に暴風を含む警報または大津市南部地域に特別警報が発表されている場合、その日は臨時休業とします。以降、警報が解除された場合も家庭学習とします。
- 2 当日の午前7時以降で、登校中又は登校後に確実に**暴風を含む警報**または大津市南部地域に**特別警報**が発表されるおそれがある場合は、校長の判断により臨時休業とすることがあります。
- 3 当日の**午前7時を基準とする前後の時間帯**に、県内に暴風を含む警報または大津市南部地域に特別 警報が発表されていない状態でも、以下のいずれかの状況が発生している場合は、校長の判断によ り、臨時休業又は始業時刻の繰り下げの措置を行うことがあります。
 - ○大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。
 - ○土砂災害警戒情報が発表されている。
 - ○避難情報が発表され、本校(体育館)に避難所が開設されている。
 - ○生徒の登校に影響する範囲の公共交通機関(京阪電車)が運転を見合わせている。

Ⅱ 地震

前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間(前日が土日祝日の場合は、該当の時刻) の地震の発生により、大津市において**震度5弱以上**を観測した場合は、その日は**臨時休業**とします。 ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて、校長の判 断により平常どおりの授業を行うことがあります。

Ⅲ 武力攻撃事態等

前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間(前日が土日祝日の場合は、該当の時刻) に大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市から市民に対してあった 場合は、その日は臨時休業とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合 は、地域の実情に合わせて、校長の判断により平常どおりの授業を行うことがあります。

IV 熱中症

部活動時における熱中症対策として、裏面「~今後ひとりの子どもも熱中症」にさせないために~ (改訂版)」に準じた対応となりますが、原則、臨時休業、早退措置はありません。

~今後ひとりの子どもも熱中症にさせないために~ (otal lb)

<児童・生徒を熱中症から守る方策>

○暑さ指数(WBGT)が31℃を超えたとき(危険)

(学校生活)

- ・朝の健康観察、授業開始前の健康観察
- ・室外やエアコンの効かない室内(体育館・柔道場・剣道場等)での活動は全面禁止
- 体育の授業は禁止
- ・休み時間についてはエアコンの効いている室内で過ごす。
- ・集団下校を行う。可能な限り暑さ対策をし、集団で速やかに下校する。(教職員等による見守り)
- ・終業式、始業式や集会は体育館で行わない。(例:放送等を利用する。)

(部活動)

- ・活動禁止 (エアコンの効いた室内での活動は可)
- ・開始前、終了時の健康観察(必ず直接指導を行うこと)

○暑さ指数(WBGT)が28℃を超えたとき(厳重警戒)

(学校生活)

- ・体育の授業はこまめに水分を取りながら行う。
- ・通常授業も1時間ごとに給水確認を行う。
- ・下校時は必ず集団下校を行う。
- ・朝の健康観察、授業開始前の健康観察、部活動開始前、終了時の健康観察

(部活動)

- ・開始前、終了時の健康観察(必ず直接指導を行うこと)
- ・各種目の技術練習のみ行う。(トレーニング不可)
- ・15 分を目安に必ず水分補給を行う。顧問は確認をする。
- ・活動人数と生徒の状態は常に把握しておく。
 - *「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、 暑さ指数計による実測値で判断するものとする。
 - *熱中症予防に関しては、十分な睡眠をとることや朝食の摂取も含めて、日頃から 児童生徒並びに保護者に注意喚起を行うこと。